部長及び参事官　　捜一発第148号
殿　　（情管）
所　属　長　　令和６年６月20日
５年保存（口訓）
本　部　長

死亡時画像診断を委託した場合における画像の取扱いについて
（通達乙）

警察等が取り扱う死体の死因又は身元の調査等に関する法律（平成24年法律第34号。以下「法」という。）の運用に伴い、法第５条に規定する死亡時画像診断を委託した場合における適正な画像の管理、保管要領について、下記のとおり実施することとしたので、関係職員に周知徹底されたい。

記

１　外部記録媒体等の受領

警察署長が、法第５条第１項及び第２項の規定に基づき、医師に委託して取扱死体の死亡時画像診断を実施した場合には、原則として、当該死亡時画像診断に係る画像を書きこみ型外部記録媒体に電磁的記録で保存してもらい、当該外部記録媒体を委託先の病院等から受領すること。

なお、外部記録媒体で受領することができない場合には、当該画像が記録されたフィルムを受領すること。

２　外部記録媒体等の保管及び管理

(1)　組織的な保管・管理の原則

上記１で受領した外部記録媒体又はフィルム（以下「外部記録媒体等」という。）は滅失、毀損、変質又は散逸を防止するため、県本部捜査第一課で組織的に保管・管理することとし、個人でこれを保管・管理してはならない。

なお、やむを得ない事情により、警察において外部記録媒体等を保管することができない場合であって、委託先の病院等において、当該外部記録媒体等が適正に保管・管理されることが確認できたときには、当該病院等に対し、当該外部記録媒体等の保管を委託しても差し支えない。この場合には、遺族等から当該外部記録媒体等に係る情報提供の求めがあった際等に、確実かつ速やかにその求めに応じることができる体制を構築しておくこと。

(2)　保管・管理体制

ア　管理責任者

外部記録媒体等を保管・管理する責任者として、捜査第一課に管理責任者を置く。管理責任者は、捜査第一課長をもって充てる。

イ　取扱責任者

管理責任者を補佐し、外部記録媒体等を保管・管理する者として、捜査第一課に取扱責任者を置く。取扱責任者は、検視官の職にあるものを充てる。

(3)　署における受領・送付手続き

署刑事（刑事生活安全）課員は、外部記録媒体等を受領した際には、刑事（刑事生活安全）課長及び取扱責任者に報告したうえ、同外部記録媒体等に死者名を付し、遅滞なく、同外部記録媒体等を県本部捜査第一課検視官室宛てに送付すること。

署刑事（刑事生活安全）課員から報告を受けた取扱責任者は、別添１に示す「外部記録媒体等管理簿」に報告を受けた事項を記載すること。

外部記録媒体等を送付するまでの間は、署において、刑事（刑事生活安全）課長を保管責任者とし、施錠設備があるロッカー等で保管すること。

(4)　県本部における受領・保管手続き

外部記録媒体等の送付を受けた取扱責任者は、同外部記録媒体等に管理番号を付し、外部記録媒体等管理簿に必要事項を追記し、施錠設備のある倉庫又は保管庫で組織的に保管すること。

(5)　外部記録媒体等の保管期限

外部記録媒体等の保管期限は、管理責任者が判断する。

(6)　外部記録媒体等の廃棄

保管期限を過ぎた外部記録媒体等を廃棄する場合には、廃棄の可否を死亡時画像診断を実施した警察署の署長と協議の上、裁断、その他の方法により、その内容を復元できないようにしなければならない。

(7)　外部記録媒体等の出納

取扱責任者は、遺族等への説明や廃棄等の理由により、外部記録媒体等を出納する場合には、別添２に示す「外部記録媒体等出納簿」に、管理番号、死者名、持出年月日、返却予定年月日、取扱者、持出理由、返納年月日等を記載し、外部記録媒体等を貸し出す場合は、持出先所属担当者名も併せて記載するものとする。

また、貸し出しを受けた署の刑事（刑事生活安全）課長は、外部記録媒体等を捜査第一課へ返却するまでの間、施錠設備があるロッカー等で適正に保管しなければならない。

(8)　外部記録媒体等の点検

外部記録媒体等は、次の要領で点検するものとし、その結果を外部記録媒体等管理簿に記録しておかなければならない。なお、点検にあたっては、簡

略化のため、複数の外部記録媒体等の封印措置を実施する等の適宜の方法をとることも差し支えない。

ア　取扱責任者は、月１回以上、外部記録媒体等出納簿の利用状況と突き合わす等により、外部記録媒体等の所在を点検するものとする。

イ　管理責任者は、年１回以上、点検状況を確認しなければならない。

３　その他

(1)　複写の禁止

遺族等の要望を踏まえた再説明の際にその写しを交付する場合等の必要な場合を除き、外部記録媒体等を複写しないこと。

(2)　庁舎外への持出禁止

外部記録媒体等は、庁舎外へ持ち出さないこと。ただし、管理責任者又は貸し出しを受けた署の刑事（刑事生活安全）課長が、やむを得ない理由であることを確認したときは、この限りでない。

(3)　コンピュータ・ウィルスチェック

署刑事（刑事生活安全）課員は、受領した外部記録媒体等について、ウィルス対策ソフトを最新パターンファイルに更新した捜査情報確認用端末等を使用して、コンピュータ・ウィルスチェックの検査を実施し、警察における情報システムへの不正プログラム感染防止を徹底すること。